

令和3年第8回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和3年8月27日 午前9時00分～午前10時25分
2. 開催場所 土佐町保健福祉センター あじさいホール
3. 出席委員 (13名)
1 和田正夫・2 和田勇・3 伊藤弘康・4 式地数一・5 秦泉寺博隆・6 仁井田亮一郎
7 伊藤正枝・8 西村美佐江・9 澤田順一・10 川村正光・
12 永野博隆・13 西村尚・14 細川盛次
4. 欠席委員 11 竹政寛 (1名)
5. 職務による出席者 書記 出島美穂
6. 議事日程

議案審議

第1号議案 土佐町農用地利用集積計画について

その他

報 告 農地法第3の3第1項の届出について

7. 会議の次第

事務局：おはようございます。只今から令和3年第8回土佐町農業委員会総会を始めます。本日は、県内のコロナウイルス感染拡大を受け、急遽、あじさいホールでの開催となりました。本日、欠席の委員は竹政委員の1名です。事務局長は公務のため、欠席です。土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立には過半数の委員の出席が必要です。成立要件を満たしていることを報告します。それでは会長お願いします。

会長：おはようございます。令和3年第8回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。2番和田勇委員、4番式地数一委員の2名を指名致しますのでよろしくお願い致します。

会長：続きまして議案審議に入ります。第1号議案土佐町農用地利用集積計画について事務局の説明を求めます。

事務局：第1号議案農用地利用集積計画について説明します。町長より計画が適当であるか農業委員会に諮問されています。この農用地利用集積計画については、利用権設定と呼ばれ、農業基盤強化法に基づきます。町長が計画を告示することにより効力が発生します。今回は4件の諮問がありました。1件目について、説明します。:

以上です。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画について賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により本計画について異議なしと回答することに決定しました。

会長：事務局より2件目の説明を求めます。

事務局：2件目から4件目については、

土地の所有者が農地中間管理機構と利用権を設定することを審議します。これらが問題なし、となると町長の告示をもって効力が発生します。そのあと、農地中間管理機構が農用地利用配分計画を作成し、機構から受け手への利用権設定について計画をたて、今度は県で審査を受け、県知事の告示をもって担い手への農地集積が行われる予定です。

2件目について説明します。

以上です。

会長：この件について質疑等ありませんか。

澤田委員：10アール当たりの賃料がそれぞれ違うのはどうしてですか。

事務局：登記面積と現況面積の違いで、少々差が出ているように見えますが、基本的には10アールあたり、2万4千円と聞いています。そのうえで貸主と借主の間で決めた賃料です。

澤田委員：借主は中間管理機構にいくら払うのですか。

事務局：同額です。中間管理機構は利用料を取りません。同額のやり取りの間に入るだけです。

澤田委員：中間管理機構を利用する利点はどこにありますか。

事務局：複数の地主から土地を借りるとき、賃料の支払いが大変だと思いますが、中間管理機構を利用することで、借主は中間管理機構から請求がきた全額を支払えば、中間管理機構が各地主に相当額を振り分けてくれます。請求書が届きますので、払い忘れも防げます。今回のようにたくさんの地主から農地を一括して借りたいときには便利です。

仁井田委員：中間管理機構が中に入ってくれる要件はなにですか。

事務局：借主と貸主がそろっていることです。

仁井田委員：町内で今までに中間管理機構を使ったことはあるのですか。

事務局：1件の実績があります。

会長：その他に質疑はありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画について賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により本計画について異議なしと回答することに決定しました。

会長：事務局より3件目の説明を求めます。

事務局：3件目の説明の前に、農業委員会会議規則第11条により、自己または同居の親族もしくはその配偶者が関係する疑義に参加することはできません。3件目は秦泉寺博隆委員の配偶者にかかる審議です。

会長：本件は農業委員会会議規則第11条、議事参与の制限に該当する案件でありますので、5番案

泉寺博隆委員は退出をお願いします。

(秦泉寺博隆委員退出)

会長：あらためて、事務局より3件目の説明を求めます。

事務局：3件目について説明します。

以上です。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画について賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により本計画について異議なしと回答することに決定しました。秦泉寺博隆委員の入室を許可します。

(秦泉寺博隆委員入室)

会長：事務局より4件目の説明を求めます。

事務局：4件目について説明します。

以上です。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画について賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により本計画について異議なしと回答することに決定しました。以上で審議を終わります。続いて事務局から報告をお願いします。

事務局：農地法第3条の3第1項の規定による届出については、相続等により農地の権利を取得した場合、農業委員会に届け出が必要となっています。農業委員会は届け出の日から40日以内に受理または不受理の通知を届出者に出します。総会で報告後、受理通知をするほか、事前に通知し、直近の総会で事後報告することもできます。

今回4件の届出があり、本件はその報告です。

会長：この件については報告のみです。農地の所有者がなくなったときは、所有権移転の許可は不要ですが、相続登記をしたうえで、農業委員会に届出が必要だということを委員の皆さんも知っておいてください。

会長：その他の件についてお願いします。

事務局：現在、高知県内でも爆発的に新型コロナ感染者が増えていることは皆さんご存じの通りです。農業委員会総会は、出席委員が同時に議事の審議を行い、合議体としての意思決定をすることが必要なため、現状の農業委員会法では書面議決による開催はできません。農業委員会でも土佐町役場職員等の新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアルに基づき、人との間隔を1メートル開けることとします。今後、総会の開催はあじさいホールで開催することになりますが、総会開催予定日にあじさいホールが使用できない日があります。また、今年度も産業文化祭はやむを得ず、中止と実行委員から連絡がありました。つきましては、配布している資料に記載のとおり、開催予定日を変更したいのですが、了承いただきたいです。

会長：事務局から提案がありました、総会開催予定日程について、資料のとおり変更することに反対の方、挙手願います。

会長：ないようですので、今後の開催については、配布資料のとおり変更いたします。

事務局：ありがとうございました。なお、農業委員会総会は過半数、8名の参加があれば成立します。体調に不安がある方、参加に不安がある方は事務局に連絡の上、欠席いただいてもかまいません。また、先に申し上げた通り、同時に審議、議決できるのであれば、オンライン上で開催することは認められています。皆さんの中で、オンライン会議環境が整っている方はいらっしゃいますか。手を挙げておしらせください。

式地委員：環境が整っているとは具体的にどういう状態ですか。

事務局：インターネットにつながるタブレットやパソコンをお持ちの方、ということがかまいません。操作がわからないとかいうのは今回問いません。

式地委員：難しいことはできませんが、タブレットはあります。

事務局：式地委員の他にはいらっしゃいませんか。例えば、タブレットを配布したとしたらどうですか。操作を説明の上、練習しても、難しいという感じでしょうか。集まる人だけ集まって、式地委員はオンラインで出席するということは認められています。

式地委員：自分だけオンライン出席は恥ずかしくていやです。

事務局：万が一8人の出席が適わないことが事前に分かれば、対応もできますので、必ず欠席の連絡をお願いします。

会長：他にありませんか。

事務局：農業委員の改選についてお知らせします。皆さんの今期の任期は令和4年3月31日までです。次の農業委員さんの公募、推薦を11月中旬に受付するように、9月の町の広報誌に掲載し、地区長会で各地区などからの推薦をお願いする予定です。地区でも話があると思いますのでよろしくをお願いします。

事務局：次回開催予定について、おしらせします。今回は先ほど変更した通り、9月29日（水）あ

じさいホールにて開催予定です。開催の際には、開催通知をお送りします。

会長：他にありませんか。

和田委員：その後はどうなっていますか。

事務局：本日の午後、県と普及所、を交えて検討会がオンラインで開催されます。植える件についてです。現在、を試しに植えたいが、どの程度なら計画を変更せずにできるものか、ということを中心に協議する予定です。今日の話の内容については、次回にでもお知らせします。現状の、については今まで通り、栽培の指導と、状況の確認に行く必要があります。次回の総会后、ほ場確認を予定しておいてよろしいですか。

会長：9月の総会の開催がなければ、10月になりますが、遅くなりますね。

澤田委員：今までも見に行きましたが、前年と比べてよかったことがないですけど、行く必要がありますか。

事務局：今年もあまりよさそうではありませんが、状況を把握しておく、確認しておくことは必要です。

澤田委員：コロナが流行しているときでもありますし、何名かで行ったのを報告すればよいのではないですか。

事務局：農業委員さんの助言や、普及所などの指導を受けて営農をしているということが大事なので、今後も農業委員会では場確認にはいくことになります。どなたか2名ほど一緒に現地確認にいらしていただけませんか。

式地委員：10月だったら遅いですか。

事務局：10月の終わりになると、すでに収穫量について確定しています。たとえば、水不足だとか、追肥をするなどの助言はできませんので、やはり9月中には、行きたいところです。9月の総会の日でなくても、別日を設定してもかまいません。

式地委員：もっと早い時期、例えば、9月前半ならいけます。

秦泉寺委員：そのころは稲刈りの準備などで忙しい時期です。

会長：私も行きます。

西村委員：私も行きます。

事務局：そしたら、会長と式地委員と西村委員と事務局で日程を合わせていくようにします。次回の総会で報告します。

和田委員：農業委員会として、作業道の維持管理について町に要望を上げたらどうかと思います。

式地委員：私は町に意見することではないと思います。

西村美佐江委員：どこが管理する道ですか。

事務局：町が管理する道ではありません。利用者で管理する作業道です。営農に影響があるので、に対して道を直すように助言するのが先ではないですか。

仁井田委員：3者から聞き取りをしたらどうでしょうか。

事務局：いろいろな意見をいただきましたが、農業委員会としてできることできないことを次回までに整理します。

会長：再度確認します、次回以降の総会で農業委員会の業務について、お知らせし、そのうえで再度検討するということがご了承いただけますか。

他委員：異議なし。

和田委員：農業委員の改選ですが、各地区で推薦した後選挙にはなりませんか。

事務局：制度が変わったので、選挙にはなりません。地区からの推薦の他、自分で応募もできます。地区以外でも肉用牛生産組合などの団体からも推薦ができます。広く募集をかける予定です。

伊藤正枝委員：認定農業者の人数に変更はありませんか。

事務局：本来なら半数の認定農業者が7名必要ですが、認定農業者数が少ないことを理由に3月議

会に定数の1/4にする議案をかけることにより、4名でも要件を満たすこととなります。現状では認定農業者の4名は必須です。また任命も議会の同意が必要ですので、3月議会には14名がそろっておく必要があります。

仁井田委員：地域的に農業をしている人が少なく、農業委員のなり手もいません。

事務局：農業委員会は農業をやっている人はもちろんですが、農業経営をしていない人の意見も広く反映することが求められています。そのため、農業経営をしていない中立委員を含めることも必須要件となっています。また、今回は女性の登用も県の農業会議や女性農業委員ネットワークからも要請が来ています。現在女性委員は1名ですが、女性の登用をすすめたいと考えています。地区でもぜひ女性を推薦いただければと思います。

会長：他にないかありませんか。

会長：無いようですので、以上で第8回農業委員会総会を閉会します。ありがとうございました。

土佐町農業委員会 会長 和田正夫

議事録署名委員 和田勇

議事録署名委員 式地数一